

お知らせ

自治会未加入者の方々へ「生活環境維持協力金」の支払いを求めるお知らせを发出します

年の瀬も押し詰まり、自治会員の皆様は何かとお忙しい毎日をお過ごしのことと思います。

桜台自治会では、会員の皆様のご協力により安心安全快適な生活環境の維持を図るため、ゴミステーションの維持・管理・運用、防犯灯の電気料金、公園清掃、町内一斉清掃、防犯パトロール等々を実施しております。

自治会未加入の方々は、<これらの作業等に参加する事もなく快適な生活環境を享受しているのは著しく不公平である>との多くの声をいただき、本部役員会議で検討した結果、自治会未加入の方々より「生活環境維持協力金」7,800円/年額を次によりお支払いいただくか、自前のゴミステーションを設置していただく事に決まりました。

1. 「生活環境維持協力金」を自治会へ支払うことにより、ゴミステーションの利用許可並びに街灯電気料金の支払い、公園清掃等々の作業を免除する。
2. 支払いを拒否される方は、複数人で自前のゴミ集積場を作り、市へ申請してゴミを回収することも可能。（市へ申請から3週間程度で回収可能）
3. 上記1. 2. の対応ができない方は民間の回収業者へ依頼してゴミの回収を図ることも可能。
4. その他、独自のゴミ処理方法。

自治会未加入の方には、上記該当する項目番号を令和7年1月31日までに自治会までお知らせいただく事に致しました。なお、届け出がない場合は上記4と判断して、令和7年4月1日よりゴミステーションの利用を差し止める事をお知らせ致します。